

## 群馬県中小企業支援ネットワーク会議運営要綱

### (目的)

第1条 本会議は、中小企業支援に係るネットワークを構築することにより、群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本会議の名称は、群馬県中小企業支援ネットワーク会議（以下「支援ネットワーク会議」という）と称する。

### (活動)

第3条 支援ネットワーク会議は、再生事例や経営改善計画の共有化などにより、中小企業の再生をはじめとする地域全体の再生スキルの向上を図るため、情報交換会や研修会等を随時開催するものとする。

また、県内の公的機関、金融機関及び支援機関等は、支援ネットワーク会議を通じて構築されたネットワークを十分に活用し、中小企業者の経営の改善に向けた支援に積極的に取り組んでいくものとする。

### (支援ネットワーク会議)

第4条 中小企業支援に係るネットワークを構築するための重要事項については、支援ネットワーク会議で決定するものとする。

2 支援ネットワーク会議の構成員（以下「構成員」という）は、別表1のとおりとする。

3 構成員の中から互選により議長を定める。議長は支援ネットワーク会議を代表して会議の運営にあたる。

### (幹事会)

第5条 支援ネットワーク会議に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、別表2のとおりとし、幹事の互選により幹事長を定め、幹事長は幹事会を主宰する。

3 幹事会は、支援ネットワーク会議の開催時期等 支援ネットワーク会議の運営について協議を行う。

### (アドバイザー)

第6条 中小企業の経営支援等に関する実務家若しくは法務・会計・税務等の専門家を必要に応じてアドバイザーとして委嘱し、助言を求めるものとする。

2 アドバイザーは、別表3のとおりとする。

### (事務局)

第7条 支援ネットワーク会議の事務局は、群馬県信用保証協会に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、幹事会において協議する。ただし、軽易な事項については、事務局で定めることができる。

### 附 則

1 この要綱は、平成24年9月21日から施行する。